

プロジェクトコミュニティ設置要領（案）

本要領は、デジタル化横展開推進協議会会則 41 条に基づき、策定する。

（設置の提案）

第 1 条

会員は、プロジェクトコミュニティの設置に当たり、以下の内容を含むプロジェクトポリシーを別紙 1 の通り作成し、運営委員会に対し提案しなければならない

- (1) プロジェクトコミュニティの発足者
- (2) プロジェクトコミュニティのテーマ、背景、目的および、達成するゴール
- (3) プロジェクトコミュニティへの参加ルール
- (4) プロジェクトコミュニティの活動において、発生するコスト及びコスト負担の方法
- (5) プロジェクトコミュニティの活動において、見込まれる主なリスク
- (6) プロジェクトコミュニティにおける知的財産の取扱い
- (7) プロジェクトコミュニティの活動において、連携が必要と見込まれる関係省庁
（必要な場合）
- (8) その他、プロジェクトコミュニティの活動において守るべき事項

（設置の承認）

第 2 条

運営委員会は、会員からプロジェクトコミュニティの設置提案を受けた場合、速やかに委員会を開催し、提案が本会の活動の目的の達成に当たって必要なものか、その運営が本会のガバナンスに対し適切なものであるか審議し、適当と認める場合はその設置を承認する。

2. 運営委員会は前項の結果、プロジェクトコミュニティの設置を承認した場合、承認の旨を提案者に書面をもって通知する。

3. 運営委員会は、プロジェクトコミュニティの設置承認に際して、プロジェクトコミュニティの設置期間を設定することができる。運営委員会から明示的な設置期間設定がない場合、プロジェクトコミュニティの設置期間は承認の日から 3 年とする。

（報告）

第 3 条

プロジェクトコミュニティは、活動の開始に当たり、以下の内容を含むプロジェクトチャーターを作成しなければならない。

- (1) プロジェクトコミュニティの目的及び、達成すべきゴール【統合管理】
- (2) プロジェクトコミュニティの対象範囲【スコープ管理】

- (3) プロジェクトコミュニティの活動計画及び、スケジュール【タイム管理】
- (4) プロジェクトコミュニティに必要な金銭的リソース【コスト管理】
- (5) プロジェクトコミュニティに必要な人的リソース【人的資源管理】
- (6) プロジェクトコミュニティで想定されるリスクの詳細と対応方策【リスク管理】

2. プロジェクトコミュニティは、プロジェクトチャーターを作成後すみやかに、その内容を運営委員会に報告しなければならない。

3. プロジェクトコミュニティは、プロジェクトチャーターの記載内容に基づく活動報告を、運営委員会の求めに応じて、運営委員会に報告するとともに、その活動の終了に当たっては、プロジェクトチャーターで定めた成果物を取りまとめ、運営委員会に最終報告をしなければならない。

(提言活動)

第4条

運営委員会は前条に定めるプロジェクトコミュニティからの最終報告を受けた場合、速やかにその内容を確認し、必要に応じて、デジタル庁その他関連省庁へ提言活動を行わなければならない。

(普及活動)

第3条

プロジェクトコミュニティの活動内容については原則非公表とする。

2. 運営委員会が必要と認める場合、運営委員会およびプロジェクトコミュニティは、プロジェクトコミュニティの実施状況並びに成果物を公表し、運営委員会が認める範囲で普及活動を実施することができる。